

第2回あま市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和元年12月16日（月）

午後2時から

場所：あま市役所甚目寺庁舎

2階 第2会議室

出席者等：委員8人

事務局5人、関係職員10人

1 あいさつ

吉田委員長より。

2 議題

(1) あま市権利擁護支援センター設立準備委員会の情報公開について

あま市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、要綱の趣旨に沿って、本委員会を公開することに決定した。

(2) 開設時に備えるべき機能の検討について

事務局

第1回委員会において、あま市における中核機関及び権利擁護支援センターの設置形態は、機能分散型で検討することに、委員の了承を得た。機能分散型においては、どの機関がどの機能を担うかという検討が必要だが、それを検討するに当たり、今回は中核機関や権利擁護支援センターに備えるべき機能について協議いただきたい。

資料2が今回の検討表である。これは資料3の18ページに掲載されている表Ⅱ-1、19ページにある図Ⅱ-2、20ページから21ページの図Ⅱ-3を基に、開設時に備えるべき機能を検討できるよう集約して作成した。資料2の一番右の列にある項目は、あま市において開設時に備えるべき機能の優先度やその具体的内容を記載した。

広報機能は備えるべき必須の機能と考える。

相談機能は備えるべき必須の機能だが、「任意後見開始等のタイミングに関する助言やサポート」は、必要に応じて実施すると良いと考える。

利用促進機能では、「申立てに関わる相談・支援」は必須の機能と考える。「適切な成年後見人候補者推薦のための検討（候補者・チームの見立て）」は、申立てすることになれば、候補者を調整することとなるため、関連して必要

な機能となりうる。特に首長申立ての場合は、その必要性がより増すと思われる。また、「市民後見人の研修等養成」「法人後見の担い手育成や活動支援」は、相談傾向などをつかみ、実績を積んでから望ましい市民後見人像や法人後見の実施及びあり方を検討することがより良いと考えている。

後見人支援機能では、「チーム等支援会議の調整やコーディネート」「後見人等の相談窓口の明確化やバックアップ体制」は、ケースに応じて実施する。「家庭裁判所との連絡調整」は、類型や後見人の変更を要するケースを把握した際には、役割を発揮する必要があると思われる。「報告書等書類作成支援」は、相談があった際は必要に応じて家庭裁判所と連携し、中核機関やセンターとしての役割を担うことが望ましいと考える。

不正防止効果においては、状況に応じて対応する必要があると考える。虐待などの課題がある場合は関係課と連携してすることになると想定される。

(質疑応答)

委員

求められる役割の「支援方針の検討・決定」が必須となっているが、他のケースでは、専門職を含めたチームで支援方針を検討するところが多いように見受けられる。中核機関の職員だけが行うということではなく、この点も含むということか。

支援方針を全部職員だけで決めるのはなかなか難しい。この中には後見だけではなく、日常生活自立支援事業も含めての検討となり判断しづらい。これも含めて検討すると解釈してよいか。

事務局

相談を受けた職員のみで決定してしまうと、思い込みやぶれが生じる。すでに関わっている関係者にも意見を聞きながら決めていきたい。

委員

そういうことが実行できる体制を開設時から備えておくということか。

事務局

はい。相談に来ていただいた方の話だけではなく、介護サービスを利用されている方であれば、ケアマネジャーなどの関係者がすでにいるため、ケア会議などの場を借りるなど、アウトリーチを含めて決定していければと考えている。

委員

相談が来て、アセスメントする案件やケース会議にかける案件をふるいにかける入り口のようなものがあるということになるのか。それとも全件アセスメントして、判断が必要なものについては順次進めていくということか。そのあたりが必要な機能として必須と書いているものは、アセスメントすれば、だいたいの判断で見極められると感じる。そうすると、アセスメントをどういったメンバーで行うかなど、今後の関心事になってくると思われる。

また、支援方針の検討段階は相談が来た場合、全件ケース会議等にかけて振り分けるという考えか。相談のみで終了するケースもあると思うが、一定数は中核機関やセンターで判断し、実際に検討が必要なケースについて成年後見制度利用促進に向けてアセスメントするというイメージでいいか。

事務局

制度に関する知識等の相談のみになる案件もあると思われる。具体的にどのような体制で行い、その後のケース会議や支援方針をどう決めていくのかは、先進の中核機関やセンターのやり方や支援方法を学びながら、実際にあま市としてどのような手法で行うかは、今後の検討課題としたい。

委員

福祉の仕事をしていると、すべて自身の所属機関で請け負うとは限らず、ケースの相談を受理する前に判断するという段階がある。受理すれば、そこからアセスメントする流れになる。そういう見極めもする前提があつてのアセスメントで、関係者とも関わっていくというイメージでよいか。

事務局

権利擁護支援センターとして、その後、他機関につなぐべき相談だとしても、一旦は受け止めたいと考えている。

委員

家庭裁判所では、調査官という職員がいる。調査官はさまざまな家事事件に携わっており、案件を受理した時点で、調査官の関与が必要かどうかを検討する。関与が必要なものは、当初から調査官も含め、そうでないものは、もう少し時間が経ってから再インテークする。その後、調査官が関与するかしないかを分類し、家事事件が進んでいく。中核機関やセンターにそのような司令塔となる経験豊富な専門職が関わると良いと感じた。

委員

資料2の成年後見制度の利用促進の段階での求められる役割の中の「適切な成年後見人候補者推薦のための検討」のところで、いまは専門職後見人の数が親族後見人を上回っている。社会福祉士会の会員も後見業務に専念しているわけではない。なかなか受け皿がなく、四苦八苦しているところがある。

ケアマネジャーや地域包括支援センター、医療ソーシャルワーカーなど、実際に日頃から本人と関わり、本人を知っている関係者に本人情報シートを書いてもらおうと、どういう後見人に付いてもらえば、本人のためになるかがわかると、助かるのではないかと思われる。

事務局

本人情報シートはできる限り、本人と関わりのある関係者に依頼することで、実際の申立てに当たって、類型の判断などに反映させていきたい。

候補者推薦について、センター開設時から相談のあった全件を受任者調整することは、相当にハードルが高いと考える。候補者の推薦をできる限り行おうという案件や首長申立ての案件は、極力候補者を調整していきたい。皆様の知恵や紹介をいただき、候補者を推薦していければと考えている。

委員

広報・啓発はいつからスタートするか。

事務局

センターの宣伝と制度に関する広報を2つに分けて取り組みたい。センターについては、目標で令和3年4月に設置し、7月から開所予定のため、令和3年4月からと考えている。制度に関する広報はこれまでも実施しており、現時点から機会を捉えて実施したい。

昨年度も実施いただいた司法書士会の制度説明と個別無料相談を令和2年2月21日に開催する予定である。

事務局

令和元年度12月議会の一般質問で、あま市成年後見制度利用促進基本計画の進捗に関する質問があった。そこで、令和3年4月にセンターを設立し、7月から開所を目指していると答弁した。本委員会のことや2月21日のイベントについても、説明している。

議会にはケーブルテレビも入っており、この海部管内には、あま市の取り組み状況を発信できた。こういうことも含め、広報・啓発する機会を見つけ、

今後適宜、実施していきたい。

- (3) その他
事務連絡のみ。